

2 1 愛知県私立高等学校等学習者用端末購入費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立高等学校等学習者用端末購入費補助金（以下「補助金」という。）は、私立の高等学校、専修学校高等課程及び中等教育学校後期課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）。以下「法」という。）の規定に基づき、愛知県知事が認可した私立学校に限る。以下「私立高等学校等」という。）に在籍する生徒の父母の負担軽減を図るため、愛知県内に私立高等学校等を設置する者（以下「設置者」という。）の行う生徒一人1台端末購入費負担軽減事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入学者 私立高等学校等に入学（転学及び編入学を含む。）する生徒をいう。

(2) 保護者等 以下のいずれかに該当する者をいう。

ア 法第16条に規定する保護者

イ 入学者が成年に達しており、保護者がいない場合は当該生徒

ウ 入学者が主として他の者の収入により生計を維持している場合には、その者

エ 知事が特に認める者

(補助の対象となる事業)

第3条 第1条に規定する事業は、設置者が、愛知県内に設置する私立高等学校等に在籍する生徒の端末購入費用を負担した保護者等のうち、経済的に困難な者に対して行う端末購入費用の一部を軽減する事業とする。

(補助対象経費等)

第4条 この補助の対象となる端末及び補助対象経費は、別表第1に定めるものとする。

2 私立高等学校等が独自に行っている端末購入費の免除（返還を要しない奨学金を含む。）を受けている生徒の端末購入費は対象としない。ただし、一部を免除されている生徒の端末購入費については、免除された額を除き、対象とする。

3 対象生徒は、端末の購入に充てることが適当と認められる他の補助金と重複して受けることができないものとし、他の補助金等を受けている、又は受ける権利を有する場合にはその内容を申し出なければならない。

(対象生徒の要件)

第5条 補助の対象となる生徒（以下「対象生徒」という。）は、私立高等学校等（通信制課程を除く。）に在籍する生徒にあつては、保護者等が別表第2に定める区分のいずれかに該当する世帯に属する者とする。

2 通信制課程に在籍する生徒にあつては、当該生徒及び保護者等が愛知県内に居住し、かつ、保護者等が別表第2に定める区分のいずれかに該当する世帯に属する者とする。

(対象生徒の要件の特例)

第6条 保護者等が、転勤等により県外に住所を移し、単身で生活することを常況としている場合で、生徒及び生徒と生活を共にする者の生活の本拠が県内にあるときは、前条第2項の規定の適用に当たっては、当該保護者等が県内に住所を有しているものとみなす。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第3に定める区分ごとの額とする。

(対象生徒の要件の確認)

第8条 補助金の交付を受けようとする設置者は、対象生徒が要件に該当するかどうかを確認するため、別表第4に

掲げる書類を提出させ、これを審査しなければならない。ただし、愛知県私立高等学校等奨学給付金等における審査資料として別に提出するものでその代用が可能な場合は、全部又は一部を省略することができる。

(申請手続)

第9条 規則第3条に規定する申請書および添付書類は次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助事業計画書(様式第2号)
- (3) 端末購入費負担軽減実施要領
- (4) その他知事が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請書の提出期日は、別に定める。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第11条 補助金の交付の決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(計画変更の承認)

第12条 補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更交付申請書(様式第3号)に関係書類(様式第4号)を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を得なければならない。

(事業遅延の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、補助事業遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は、各2部とする。

- (1) 実績報告書(様式第5号)
- (2) 事業実績書(様式第6号)
- (3) 補助事業に係る収支計算書(様式第7号)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付額の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(秘密の保持)

第18条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、対象生徒及び保護者等について知り得た事実をみだりに他にもらしてはならない。

(実施細則)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用対象)

2 この要綱は、令和8年4月1日以後に、入学、転学又は編入学により私立高等学校等の第1学年に在籍する者に適用する。

(経過措置)

3 前項に規定にかかわらず、令和8年3月31日までに入学、転学又は編入学した者であって、原級留置により令和8年4月1日に第1学年に在籍するものについては、この要綱を適用することができる。

別表第1

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 対象端末 | 入学者が新規に購入した学習者用端末機器（学校が一括調達した端末を購入等する場合を含む。） |
| 補助対象経費 | 入学者の端末購入等経費の一部又は全部を学校が負担する場合に要する経費（端末本体、端末本体の保証料（全日制は3年、定時制及び通信制は4年）及び付属品） |

別表第2

| 区 分 | 内 容 |
|--------|--|
| 低所得世帯 | 以下のいずれかに該当する者 ・入学時点において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯 ・入学年度における保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割（以下「住民税所得割」という。）が非課税である世帯 |
| ひとり親世帯 | 入学時点において、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている世帯 |
| 多子世帯 | 入学年度における保護者等全員の住民税所得割の合計額が264,500円未満かつ入学時点において保護者等が扶養する23歳未満の子（以下「被扶養者」という。）が3人以上いる世帯 |

ただし、同一の者については、そのいずれか一の支給に限る。

別表第3

| 区 分 | 補助額 |
|--------------|-------------------------------|
| 低所得世帯 | 補助対象経費の全額 |
| ひとり親世帯及び多子世帯 | 補助対象経費に3/4を乗じた額（100円未満の端数は切捨） |

ただし、各区分における補助対象経費上限額は10万円とする。

別表第4

| 区 分 | 提出書類 |
|--------|--|
| 低所得世帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯により申請する場合 社会福祉事務所等が発行する生業扶助の支給が確認できる生活保護受給証明書で、入学以降に発行されたもの。 ・住民税所得割非課税世帯により申請する場合 入学年度における保護者等全員の住民税所得割が確認できる課税証明書又は非課税証明書。 |
| ひとり親世帯 | 入学時点の児童扶養手当の受給が確認できるもの（児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当の認定機関が発行する児童扶養手当受給証明書又は児童扶養手当認定通知書の写し等）。 |
| 多子世帯 | 3人以上の被扶養者及び入学年度の住民税所得割が確認できる保護者等全員分の課税証明書又は非課税証明書並びに住民票（世帯全員が記載されたもので、被扶養者全員の年齢が確認できるものであること。）又は扶養誓約書。 |